

最終更新日 H24.10.24
改修技術 No. 14102101

性能分野	防災性		
大分類	震災後の生活性能維持		
中分類	継続利用可能性		
技術の名称	簡易トイレの備蓄		
改修技術の概要	<ul style="list-style-type: none"> 断水時のトイレ性能の確保のために共用部に備蓄スペースを設け、簡易トイレやマンホールトイレを備蓄する。 マンホールトイレは接続された污水管にある程度水が流れている必要がある。 <p>“神戸市では、仮設トイレの設置目標を順次高め、当初は避難者 150 人に 1 基、次いで 100 人に 1 基を目標にした。100 人に 1 基行き渡った段階で設置についての苦情は <u>かなり減り</u>、75 人に 1 基達成できた段階では苦情が殆どなくなった。” (「阪神・淡路大震災 教訓情報資料集」 内閣府より抜粋)</p>		
	 <p>マンホールトイレのイメージ (出典:株式会社イーストアイ HP)</p>		
共同住宅のタイプごとの技術の適用	技術の種類	調査・診断技術 改修技術 (劣化を補修する技術 性能を向上させる技術)	
	共同住宅のタイプごとの適用可能性	S55 年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	使われる可能性が相当ある
		S55 年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	使われる可能性が相当ある
		S56 ~ H2 年供給(総プロB)	使われる可能性が相当ある
		H3 ~ 12 年供給(総プロC)	使われる可能性が相当ある
		H13 年以降供給(総プロD)	使われる可能性が相当ある
(補足) 共用の備蓄場所を確保できる場合			

常にセットで利用される技術		
技術が適用される建物の部位		共用部分 (躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部) 専有部分 (設備・配管 その他専有部分) [設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 () 注意すべき主な法令 ()]
団地で適用した場合のメリット		住棟まわりの土地が利用できること (仮設以外) () まとまった土地が利用できること (仮設以外) () 住宅の数が多く密度が高い () 特定の設備があること (敷地内に汚水排水管のマンホールがあること)
足場の設置が必要		必要 不要 ()
工事による居住者への影響	数日以上居住できない住戸が発生	該当 非該当 ()
	一時的な影響が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可 振動 騒音 粉塵 臭気 その他専用部又は専用使用部分に対する制限 ()
	工事後に続く影響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限 () 日照・採光等への影響 ()
当該技術が利用される工事		計画修繕工事 (劣化の補修 性能の向上) 耐震改修工事 (耐震性の向上 他の性能の向上)
技術的限界		
参考資料	技術情報	「阪神・淡路大震災 教訓情報資料集」 内閣府 「中央区高層住宅防災対策検討委員会報告書」 東京都中央区区民部防災課
	価格情報	